

≪ 申請書のご記入にあたって ≫

※補助金の申請は、年度ごとに必要です。

1、申請事項

●補助金交付申請額について

クラス年齢	市民税所得割額（※1）	補助金額	第3子加算額
3歳未満児	非課税世帯		25,000円 （限度額）
	～48,600円未満	28,000円	
	～97,000円未満	24,000円	
	97,000円以上	21,000円	
3歳以上児			

※1 4月～8月利用分は前年度の市民税、9月～3月分は当該年度の市民税で算定します。

★補助金額が簡易保育園に支払っている保育料を超える時は、その保育料までとなります。

●世帯の状況

世帯構成状況には、同居している方全員をご記入ください。

※住民票が別世帯でも同一の住所地の住民票を有する方は、同居とします。

※両親など保護者の方の保育を必要とする証明書（就労証明書等）が必要になります。証明書の提出がないと補助金を受けることができませんのでご注意ください。

●簡易保育園の状況

簡易保育園名、保育時間、入園年月日を漏れなくご記入ください。

2、補助金の手続きについて

補助金の交付手続きを通園している保育園に委任するため、必ずご署名ください。

3、補助金の交付を受ける口座について

補助金の支払い口座になりますので、記入誤り等振込先金融機関は、四半期に1度、その補助金を振り込む口座を指定する場所になります。

ゆうちょ銀行での入金が可能です。必ず、郵便局にてご自身の口座番号（7ケタ）をご確認の上ご記入ください。

※8ケタの口座番号になることは、ありませんのでご注意ください。

4、第3子以降の保育料加算分について

以下の要件を満たしている方が該当となります。

○市川市に住み、同一世帯で養育されている子のうち、18歳未満（令和3年4月1日現在の年齢）の子が3人以上いる世帯の第3子以降の児童が簡易保育園に通園している。

○世帯における扶養義務者の市民税所得割額合計額が550,000円未満の世帯であること。

※4月～8月利用分は前年度の市民税、9月～3月分は当該年度の市民税で算定します。

○兄、姉および第3子以降の児童に認可保育園保育料等の滞納がないこと。

●申請後に申請内容が変わった場合は、必要に応じて下記の書類の提出が必要となります。

項 目	提 出 書 類	
住所等が変わった場合	簡易保育園保育料補助金変更等承認申請書	
勤務先の変更	簡易保育園保育料補助金変更等承認申請書 (前退職日を記載)	就労証明書 (新しい勤務先)
雇用期間の更新をした 場合	簡易保育園保育料補助金変更等承認申請書	就労証明書
退園したとき	簡易保育園保育料補助金変更等承認申請書 (退園日を記載)	
振込先口座の変更	振込指定口座変更届	
簡易保育園を変更した 場合	簡易保育園保育料補助金交付申請書	通園証明書 (新しい保育園)

ご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

市川市 こども政策部 こども施設入園課 TEL047-334-1111(代)